

## こしがや案内図広告掲載に関する基準

平成18年12月18日 市長決裁

平成21年 6月15日 一部改正

令和 3年 4月 1日 一部改正

(趣旨)

第1条 この基準は、越谷市広告掲載に関する要綱（平成18年告示第243号）に基づき、市が作成するこしがや案内図への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、市が指定した位置とする。

(広告の掲載規格)

第3条 広告の掲載規格は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 色 カラー

(2) 大きさ 縦4.5cm×横9.0cm

(掲載する広告数)

第4条 掲載する広告数は、6区画分とする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、1区画につき30,000円とする。

(広告掲載料の還付)

第6条 納付された広告掲載料は原則として還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により市が広告を掲載できなかったときは還付する。

(広告内容)

第7条 広告主は、広告の内容及びデザイン等がこしがや案内図のイメージを損なうことのないよう、市と調整しなければならない。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成18年12月25日から施行する。

附 則 (平成21年6月15日決裁)

この基準は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和3年3月12日決裁)

この基準は、令和3年4月1日から施行する。